

9

同和問題（部落差別）

正しく理解し、差別のない社会をつくろう

1 対象
中学生

2 ねらい

同和問題（部落差別）についての正しい知識を学び、差別に対して「許さない」と思う心情を育て、自分にできることを考え、実践しようとする態度を養う。

3 準備するもの

- 動画 人権啓発動画「『誰か』のことじゃない。」部落差別（同和問題）編（MOJchannel／法務省）
<https://www.youtube.com/watch?v=FEi60hJei5U>
- ワークシート
- 資料



4 解説

同和問題（部落差別）は、特定の地域（「同和地区」又は「被差別部落」ともいう。）の出身であることなどを理由として続いている差別問題です。日本社会の歴史の中で形成され、近代以降も「家柄」や「生まれ」を重く見る価値観とともに、特定の地域に関して、日常生活・就職・結婚などに関わって差別が続いてきました。

同和対策事業特別措置法（1969年）に基づく取組の結果、同和地区（被差別部落）の生活環境はおおむね改善されましたが、同和地区（被差別部落）出身者であることなどを理由とする差別は、今なお残っています。「身元調べ」を目的とした戸籍関係書類の不正取得や、同和地区（被差別部落）への偏見に根ざしたインターネットやSNSなどにおける差別的書き込みや地区を特定する動画など、同和地区（被差別部落）出身者を苦しめている現実があります。

生徒は、社会科の授業などで触れる機会があるものの、同和問題（部落差別）についての理解や認識が不足している現状があります。一方で、インターネットやSNSなどで、差別的書き込みや地区を特定する動画が増加しており、それらに出会う可能性は高くなっています。生徒が同和問題（部落差別）に対する正しい知識をもち、理解を深め、差別のない社会にするために考え、行動できる力を持つことが大切です。

なお、授業実施の際には、生徒自身や家族及び親戚などが当事者である可能性もふまえ、傷つけることのないように、十分な配慮が必要です。

5 教科などとのつながり

社会、特別の教科 道徳、総合的な学習の時間 など

6 進め方（展開例） 50分

時間	学習の流れ（活動・内容）	留意事項	資料など
導入 10分	<p>◆学習の確認（2分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業の流れや留意点の説明を聞く。 <p>◆アイスブレーキング（8分）</p> <p>①自分にはどうにもできないことで、決めつけられたりしたことはないか、個人で考える。経験があれば、</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・授業の流れを説明する。 ・P4〔学習の約束〕を伝える。 ・この後のアクティビティを自分事として考えられるように、そのときにどのような気持ちであったか考えさ 	

	<p>そのときの気持ちを思い浮かべ、経験がなければ想像する。</p> <p>②グループでそのときどのような気持ちになったか、または、どのような気持ちになると思うかを伝え合う。</p>	<p>せるようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例として、科学的な根拠のない「血液型による性格の決めつけ」を挙げてもよい。 ・4人程度のグループで行う。 ・どのようなことで決めつけられたなどについては、発表しなくてもよいことを伝える。 	
展開 35分	<p>◆アクティビティ（35分） 「正しく理解し、差別のない社会をつくろう」</p> <p>①動画を視聴し、現在でも、同和問題（部落差別）があることを知る。</p> <p>②視聴して感じたことや考えたことをワークシートの1に書く。</p> <p>③グループで考えを伝え合う。</p> <p>④資料を読み、同和問題について、正しい知識を学ぶ。</p> <p>⑤正しい知識をもとに、自分の考えをまとめ、ワークシートの2に書く。</p> <p>⑥グループで考えを伝え合う。</p> <p>⑦全体で共有する。</p>	<p>・必要に応じて、補足説明をする。</p> <p>・「わからない」などの意見も大切に する。</p> <p>・不適切な発言があった場合は、その場で指摘する。</p> <p>・社会科の歴史学習とのつながりを考えられるようにする。</p> <p>・解説や補足資料などをもとに、説明をする。</p> <p>・社会の中で形成された差別であり、今も差別が続いていることをおさえる。</p> <p>・不適切な発言があった場合は、その場で指摘する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・動画 ・ワークシート ・資料 ・ワークシート
まとめ 5分	<p>◆まとめ（5分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まとめの話を聞き、感想や自分にできることをワークシートの3に書く。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分事として考えられるよう促す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークシート
	<p>・同和問題（部落差別）は、自分も「差別する側」になるかもしれない身近な人権問題であり、差別することは決して許されるものではない。</p> <p>・同和問題（部落差別）を解消するためには、正しい知識をもち、一人ひとりが差別のない社会にするために考え、行動することが大切である。</p>		

<参考資料など>

- ・「同和問題（部落差別）の正しい理解のために」神奈川県・神奈川県教育委員会（令和6年3月）
- ・「同和問題に関する偏見や差別をなくしましょう。」神奈川県ウェブサイト
- ・「改めて同和問題（部落差別）について考えてみませんか」公益財団法人 人権教育啓発推進センター
- ・「横浜市人権施策基本指針（令和4年3月改訂）」
- ・「人権学習ワークシート集 一人権教育実践のために 第17集（小・中学校編）」神奈川県教育委員会（令和5年3月）

ただ りかい さべつ しゃかい
 正しく理解し、差別のない社会をつくろう

() 年 () 組 () 番 名前 _____

1 動画^{どうが}を視聴^{しちゆう}して、あなたはどのようなこと^{かん}を感じたり^{かんが}考えたりしましたか。

2 資料^{しりょう}を読^よんだり、先生^{せんせい}の話^{はなし}を聞^きいたりして、考えたこと^{かんが}を書^かきましょう。

3 今日^{きょう}の授業^{じゆぎょう}をとおして考えたこと^{かんが}や、自分^{じぶん}にできること^かを書^かきましょう。

1 同和問題（部落差別）とは

同和問題（部落差別）とは、日本の歴史の中で、人為的に形作られてきた身分制度により、一部の人が住居や職業、結婚などを制限される差別を受けてきた、特定の地域の出身であることや、そこに住んでいることを理由に差別されるわが国固有の人権課題です。

2 差別の歴史的背景と現在に至るまで

室町時代以前から一部の職業の人々が差別されていたことにはじまると考えられています。江戸時代になると江戸幕府は、武士や百姓・町人とは別な身分を制度化し、それ以前よりも強固な身分制度を確立しました。この制度の下で厳しい差別を受けていた人々は、農業を営んで年貢を納めたり、優れた技術で牛馬の皮革加工や草履・雪駄づくり、医療・医薬品製造に携わったりしたほか、城や寺社の清掃、幕府や藩の役人のもとで町や村の警備を行うなどして、社会を支えてきました。また、猿楽などの古くから伝わる芸能を継承発展させて、日本文化に大きく貢献しました。

明治4年に「解放令」が出て江戸時代の身分制度は廃止され、それまで被差別身分とされていた人々は、武士や百姓・町人とともに平民となりました。しかし、多くの人々に身分差別の意識が残っており、被差別身分だった人々は、身分に伴って認められていた皮革加工などの権利が否定され、経済的に厳しい状況に置かれました。そうした状況の中で、差別から解放を求める運動が各地ではじまりました。

その後、大正11年に被差別部落（同和地区）の人々が自らの手で全国水平社を創設し、自主的解放運動が広がっていきましたが、戦後、基本的人権を保障した日本国憲法が昭和22年に施行された後も、部落差別にかかわる事件はあとを絶ちませんでした。

この問題の解決をめざし、昭和40年に「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」について答申が出され、「同和問題は憲法に保障された基本的人権にかかわる課題であり、その早急な解決は国の責務であり、同時に国民的課題である」としました。それを受け昭和44年に「同和对策事業特別措置法」が制定され、33年間にわたり施行され、生活環境の改善等では、着実に成果を上げることができました。しかし、現在でも差別発言、差別待遇等の事案のほか、インターネット上で差別を助長するような内容の書込みがされるといった事案が発生しています。

そこで、平成28年に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。この法律は、「現在もなお部落差別が存在する」ことを明言するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別は許されないものであるとの認識が示されています。

3 現在でも起きている差別の例

① 交際や結婚における差別

- ・ 同和地区出身であることを理由に交際や結婚を反対される
- ・ 身元調査をされる

など



② 就職や職場における差別

- ・ 本人の能力や適性に関係のない、本籍地（出生地）や親の職業について質問される
- ・ 身元調査をされる
- ・ 職場で不利な扱いを受ける

など



③ 差別的な言葉など

- ・ 差別的な言葉を言われる
- ・ 差別的な落書きや張り紙をされる
- ・ インターネット上で特定の地域を同和地区だと指摘する

など



授業で取り上げるにあたり、教職員が同和問題（部落差別）を正しく理解した上で、児童・生徒にも差別されてきた人々が果たしてきた役割や、残してきた文化を伝え、それが現代の私たちの生活につながっていること、明治時代における身分制度の廃止、大正時代の水平社運動などの歴史的背景を正しく理解させることが重要です。

県と県教育委員会が作成した「同和問題（部落差別）の正しい理解のために（令和6年3月）」や、県ウェブサイト「同和問題に関する偏見や差別をなくしましょう。」などを参考に、同和問題（部落差別）についての理解を深めた上で実施してください。



【資料1】同和問題（部落差別）についての意識調査（令和5年「県民ニーズ調査」より）

●県内での、同和地区出身者に対する差別についてどう思いますか？（〇は1つ）	
実際に見聞きしたことがあるし、今でもあると思う	9.2%
実際に見聞きしたことがあるが、今ではないと思う	7.8%
実際に見聞きしたことはないが、今でもあると思う	35.6%
実際に見聞きしたこともないし、今ではないと思う	17.9%
分からない	26.2%
無回答	3.2%

●もし、あなたにお子さんがいて、そのお子さんの結婚する相手が同和地区出身者であると分かったら、どうしますか？（〇は1つ）	
結婚相手の出自（家柄）にはこだわらない	27.4%
子どもの意思を尊重して結婚を認める	43.7%
親としては反対するが、子どもの意思が強ければ結婚を認める	18.8%
家族や親戚の反対があれば、結婚を認めない	2.1%
絶対に結婚を認めない	2.2%
無回答	5.9%

【資料2】同和問題（部落差別）についての質問・意見から

Q1 「そっとしておけば、差別はなくなるのではないか」という意見がありますが・・・

A1 「そっとしておけば、差別はなくなる」という考えでは、同和問題（部落差別）は解決できません。
 明治4年に「解放令」が出されてから150年以上、昭和22年、基本的人権の保障をうたった日本国憲法が施行されてから80年近く経過した現在でも、同和問題（部落差別）に伴う偏見や差別意識が存在しています。それは、事実を正しく伝えてこなかったり、多くの人々が「できることならかわりたくない」「傍観者でいたい」あるいは「そのうちに自然になくなるから…」などとして同和問題（部落差別）と向き合うことなく、避けてきたからです。その結果、偏見や間違った考えが人から人へと伝えられ、差別が繰り返されてきたのです。
 私たちは、同和問題（部落差別）を正しく認識するとともに、一人ひとりの心の中に差別を許さない心をしっかりと育み、人権感覚豊かな生き方をすることが大切です。そして、いつも相手の立場に立って考え行動する姿勢を持ち続けることが求められます。

Q2 同和問題（部落差別）についての教育ではどのような力を育むことができるのでしょうか？

A2 同和問題（部落差別）についての教育は、教育を通じて部落差別の解消をはかることを直接の目的としていますが、これを通じ、差別や偏見を見抜く合理的なものの見方、考え方を学び、差別や偏見を許さない実践力を育成してきました。その結果、部落差別だけでなく、さまざまな差別を解消していくための取組へと広がっています。同和問題（部落差別）についての教育で培った差別を許さない態度と人権感覚は、さまざまな差別を解消していくためにも活かしていくことができます。

同和問題（部落差別）を考え、解決していくことは、自分の中にある差別や偏見と向き合うことから始まります。差別は、差別される側に原因があるのではなく、差別する人間がいるから差別問題は起きるという視点に立ち、同和問題（部落差別）から見えてくる様々な差別や偏見に対して教職員自ら考え、解決に向けて取り組む必要があります。